

事務連絡
令和5年3月23日

各経済産業局（部） 殿

資源エネルギー庁
資源・燃料部
石油精製備蓄課

石油貯蔵施設立地対策等交付金等の制度改正及び運用変更について

令和5年4月1日より、石油貯蔵施設立地対策等交付金及び石油貯蔵施設立地対策等交付金事務等交付金について、以下の通り制度改正及び運用変更を行いますのでご連絡差し上げます。

- ・ 交付対象事業が中止になるなどの事情がある場合には、その事業分の交付金を、同一自治体で既に交付決定済の他事業へ流用することが可能となります。
- ・ 交付規則の改正により、交付申請期間が、上期：4月1日～5月31日、下期：10月1日～10月31日に変更となります。
- ・ 交付申請書類について、電子メール等による電子ファイルでの提出のみでも申請可能となります。
- ・ 本交付金と他の補助金等（法律補助を除く。）の併用に係る制限（充当制限）が撤廃されます。

以上

【連絡先】

資源エネルギー庁
資源・燃料部
石油精製備蓄課
河田、今村

[TEL:03-3501-1993](tel:03-3501-1993)

事 務 連 絡
令和●年●●月●●日

●● (都道府) 県 殿

●●経済産業局
●●課

石油貯蔵施設立地対策等交付金の制度改正及び運用変更について

令和5年4月1日より、石油貯蔵施設立地対策等交付金及び石油貯蔵施設立地対策等交付金事務等交付金について、以下の通り制度改正及び運用変更を行いますのでご連絡差し上げます。

- ・ 交付対象事業が中止になるなどの事情がある場合には、その事業分の交付金を、同一自治体で既に交付決定済の他事業へ流用することが可能となります。
- ・ 交付規則の改正により、交付申請期間が、上期：4月1日～5月31日、下期：10月1日～10月31日に変更となります。
- ・ 交付申請書類について、電子メール等による電子ファイルでの提出のみでも申請可能となります。
- ・ 本交付金と他の補助金等（法律補助を除く。）の併用に係る制限（充当制限）が撤廃されます。

以上

【連絡先】

●●経済産業局
●●課
●●、●●
TEL: ●●-●●-●●